表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和４年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
諫　早　支　局	諫早市平山町
	諫早市久山町
	諫早市貝津町
	大村市中岳町
	雲仙市南串山町乙
	雲仙市南串山町丙
佐　世　保　支　局	佐世保市大黒町
	佐世保市天神１丁目
五　島　支　局	五島市玉之浦町幾久山